

【行政情報】

● 住宅情報サイトでの省エネ性能の光熱費表示について検討：国交省

国土交通省は3月15日、住まい探しにおいて多くの消費者がアクセスする住宅情報提供サイト等における省エネ性能に係る表示について、有識者からなる「住宅の省エネ性能の光熱費表示検討委員会」を開催する。パリ協定のCO<sub>2</sub>削減目標の達成に向けて、消費者の省エネ性能に対する関心を高めるために様々観点から検討する。WEB 傍聴希望者は、3月5日（金）18：00 までに、以下の項目をメールにて連絡（先着順）。

件名：【傍聴希望】 第3回 住宅の省エネ性能の光熱費表示検討委員会

本文：氏名(ふりがな)、所属、メールアドレス、会議当日に連絡を取れる直通電話番号

送付先：hqt-kenchiku-kankyo★mlit.go.jp（★を@に変えて送付）

（配付資料は当日に、議事概要は後日、[国土交通省ホームページ](#)に掲載予定）

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 所有者不明土地等対策に関する最新の工程表を発表：国交省

国土交通省は2月24日、「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議（第7回・持ち回り開催）」において、所有者不明土地特措法施行3年経過の見直しに向けた検討事項等について報告するとともに、所有者不明土地等対策のための新たな[工程表](#)を発表した。国交省提出資料の概要は下記の通り。

（1）所有者不明土地特措法施行3年経過の見直しに向けた検討

- ・所有者不明土地の円滑な利活用を図るための仕組みの拡充
- ・管理不全土地の適正管理を図るための仕組み
- ・低未利用土地の円滑な利活用を図るための仕組み
- ・民法等の改正内容を踏まえた所有者不明土地等に対する行政の関与の仕組み

（以上は、本年12月頃を目途にとりまとめ、2022年に必要な制度見直しを実施予定）

（2）土地基本方針の改定

関係省庁の施策の進捗や、所有者不明土地特措法の見直しに向けた検討等を踏まえ、2020年5月に策定された土地基本方針について、2021年5月頃に見直しをすることとしている。

[会議資料（内閣官房ホームページ）](#)

[報道発表資料：国土交通省](#)

● 主要都市の地価動向は前期と比較して上昇地区数が増加、地価 LOOK：国交省

国土交通省は2月24日、2020年第4四半期の地価 LOOK レポートを発表した。主要都市の高度利用地等(全国100地区)における2020年10月1日～2021年1月1日の地価動向は、前期と比較して、横ばい・下落地区数が減少し、上昇地区数が増加した。

- ・上昇地区数が1地区から15地区に増加し、横ばい地区数が54地区から47地区に減少し、下落地区数が45地区から38地区に減少した。
- ・変動率区分は67地区で不変、27地区で上方に移行、6地区で下方に移行。

- ・住宅地では、横ばい又は下落から上昇に転じた地区が見られる。商業地では、横ばい又は下落から上昇に転じた地区が見られる一方、上昇又は横ばいから横ばい又は下落に転じた地区も見られる。

地価動向の変化の主な要因として、住宅地では、マンションの堅調な販売状況や事業者の素地取得の動きが回復したことにより、需要が堅調な地区が見られること、また、商業地では、再開発事業の進展等により、需要の回復が一部の地区で見られることが挙げられた。一方、商業地では、新型コロナウイルス感染症の影響により、ホテルや店舗等の収益性の低下により下落が継続している地区や、店舗やオフィスの空室が増加し新たに下落に転じた地区が見られる。

[報道発表資料：国交省](#)

● 「全国二地域居住等促進協議会」設立、総会及び記念シンポジウムを開催：国交省

二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の共有・発信等を行うことにより、二地域居住等の普及促進と機運の向上を図るため、地方公共団体、関係団体・関係事業者、関係省庁の連携の下、3月9日に「全国二地域居住等促進協議会」が設立される。同日行われる設立総会・設立記念シンポジウム（WE B 配信）には、赤羽国土交通大臣が出席する。設立記念シンポジウムは、事前申込み不要で、無料で傍聴可能。

[報道発表資料：国交省](#)

● 賃貸住宅管理業登録制度の廃止：国交省

2021年2月15日に「現行の大臣告示に基づく賃貸住宅管理業登録制度」を廃止する告示が公布され、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」の施行日（6月中旬予定）をもって廃止される。国土交通省における新法に基づく登録受付体制へのスムーズな移行のため、告示制度に基づく新規登録申請の受付を3月1日から停止し、現行の告示制度に登録している事業者が新法に基づく登録を受けるにあたっての特例措置を設ける。

[報道発表資料：国交省](#)

● PPP/PFI 推進のための案件募集、官民連携事業の導入の取組支援：国交省

国土交通省は、地方公共団体等における官民連携事業の導入に関する取組を支援するため、「先導的官民連携支援事業」「専門家派遣によるハンズオン支援」及び「インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援」について、2月18日（木）から3月26日（金）まで、2021年度支援対象案件の第1次募集を開始する。詳細は国土交通省ホームページより。

[報道発表資料：国交省](#)

● 長期優良住宅制度見直しへ、改正法案が閣議決定：国交省

長期優良住宅の認定促進等による住宅の質の向上に加え、既存住宅を安心して購入できる環境を更に整備し、既存住宅流通市場を活性化させるための「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が2月5日、閣議決定された。概要は下記の通り。

(1) 長期優良住宅の普及促進等【長期優良住宅法・住宅品質確保法の改正】

- [1] 共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更（住棟認定の導入）
- [2] 良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度を創設
- [3] 認定手続の合理化
  - ・住宅性能評価を行う民間機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施
- [4] 頻発する豪雨災害等への対応
  - ・認定基準に災害リスクに配慮する基準を追加（災害の危険性が特に高いエリアを認定対象から除外等）

(2) 既存住宅に係る紛争処理機能の強化等【住宅品質確保法・住宅瑕疵担保履行法の改正】

- [1] 住宅紛争処理制度の拡充
  - ・リフォーム、既存住宅売買等に関する瑕疵保険に加入した住宅に係る紛争を住宅紛争処理の対象に追加
  - ・住宅紛争処理に時効の完成猶予効を付与
- [2] 住宅紛争処理支援センターの機能強化
  - ・住宅紛争処理支援センターによる住宅の瑕疵情報の収集・分析と活用

[報道発表資料：国交省](#)

● 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」が閣議決定：国交省

2月2日、気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」（流域治水関連法案）が2月2日、閣議決定された。改正案の概要は以下のとおり。

(改正案の概要)

- (1) 流域治水の計画・体制の強化
  - ・流域治水の計画を活用する河川を拡大
  - ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
- (2) 氾濫をできるだけ防ぐための対策
  - ・利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会の創設
  - ・下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
  - ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け
  - ・沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設
  - ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全
  - ・認定制度や補助等による自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備支援 等
- (3) 被害対象を減少させるための対策
  - ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設
  - ・防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
  - ・災害時の避難先となる拠点の整備推進
  - ・地区単位の浸水対策の推進 等

(4) 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大
- ・要配慮者利用施設の避難計画に対する市町村の助言・勧告制度の創設
- ・国土交通大臣による災害時の権限代行の対象拡大

[報道発表資料：国交省](#)

● 新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応

国土交通省土地・建設産業局の不動産課と不動産市場整備課は、不動産業界団体に対し、新型コロナウイルス感染症による影響への支援策の通知を行った。なお、2021年1月8日に緊急事態宣言が発令されたことを受け「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が改定された（2021年1月8日版）。詳細は下記リンクより。

[不動産における新型コロナウイルス感染症対策について（ビル賃貸事業者向けの支援策等について）：国交省](#)